

賃貸借契約書

賃貸人 有限会社ビルディング サプライ（以下甲という）と賃借人 （以下乙という）との間に、ビルディングサプライ南浜パーキング構内第 区画に、駐車場賃貸借契約を締結した。

（賃貸料）

第 1 条 乙は本区画を駐車目的をもって、賃貸料壱カ月金 円也にて借受け、毎月末日限り翌月分を甲の指定する下記口座へ払込み、支払わなければならない。

阿波銀行渭北支店 有限会社ビルディングサプライ普通預金口座番号 0465150 又は、阿波銀行徳島駅前支店 有限会社ビルディングサプライ普通預金口座番号 0457048 又は、徳島銀行渭北支店 有限会社ビルディングサプライ普通預金口座番号 5534681 又は、阿波銀行鳴門支店 有限会社ビルディングサプライ普通預金口座番号 0962570 但し諸情勢の変動により上記料金の額が不相当となったときは甲は増額することができる。

（敷金）

第 2 条 乙は本契約に基づく賃貸料その他の債務の担保として、賃貸料壱カ月分を敷金として差し入れる。

（賃貸借期間）

第 3 条 1. 賃貸借期間は平成 年 月 日より、平成 年 月 日までとし、期間満了1カ月前に甲乙いずれかより、相手方に対し書面による申し出のない限り、同一条件をもってさらに1カ年有効期間が延長されるものとし、以後も同様とする。

2. 前項の期間内であっても第6条に定める場合のほかにあつては、甲は必要に応じ、いつでも30日の予告期間をもって本契約を解約することができる。

（使用上の注意義務）

第 4 条 1. 乙は駐車場を他人に使用させたり、本契約の権利を他人に譲渡してはならない。

2. 乙は駐車場を駐車以外の目的に使ったり建物杭、その他固定工作物を施設してはならない。

3. 乙は本構内において、危険もしくは近隣の迷惑となり、あるいは構内構築物に損害を及ぼすような行為をしてはならない。とくに、歩道および車道にはみ出して駐車してはならない。

乙の故意又は過失により、構内構築物に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければ

ならない。

(構内事故などに関する責任)

第 5 条 構内事故に関しては、加害者 被害者 両当事者間にて良心的に解決するものとし、甲は一切の責任を負わない。また、天災地変および盗難などによる駐車中の車の損害に関しても甲は一切の責任を負わない。

(解除約款)

第 6 条 乙が正当な事由なくして賃貸料を指定日までに支払わない場合、または第 4 条の何等かに違反したときは、甲は直ちにこの契約を解除することができる。

(その他)

第 7 条 この契約に定めない事項については、当事者は関係法規ならびに慣習に従い誠意をもって協議のうえ善処するものとする。

本契約を証するため本書 2 通を作成し、甲乙署名押の上それぞれ各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 賃貸人 住所 徳島市南前川町 2 丁目 1 3 番地 2 号
TEL 088-654-4598
氏名 有限会社 ビルディング サプライ
代表取締役 坂東弘康

乙 賃借人 住所
TEL
氏名
連絡先